

「欠損金の繰越控除、繰戻し還付」を知っていますか！？

青色申告法人には、各種の特典があります。

今回は、各種の特典の中から、実務でよく使う「欠損金の繰越控除」と「欠損金の繰戻しによる法人税額の還付」という2つの制度をご紹介します。

●青色欠損金の繰越控除について

各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度で、青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額がある場合には、各事業年度の所得の金額の計算は、所得の金額からその欠損金額を控除して計算します。ただし、各事業年度の所得の金額が限度となります。

●青色欠損金の繰越控除の改正

青色欠損金の繰越控除は、平成23年12月の改正により、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から、平成20年4月1日以後に終了する事業年度に生じた欠損金は、繰越期間が7年から9年に延長されました。

また、資本金が1億円超の法人については、控除額が所得の8割までに制限されます。

●青色欠損金の繰越しの要件

- (1) その事業年度開始の日前7年（改正後は9年）以内に開始した事業年度の欠損金であること。
- (2) 欠損金の生じた事業年度において青色申告書を提出していること。
- (3) 欠損金の生じた事業年度以降、連続して確定申告書を提出していること。
- (4) 欠損金の控除は古い年度から順次行うこと。
- (5) 欠損金の生じた事業年度の帳簿書類を保存すること。

●欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度とは、青色申告書を提出する法人が、各事業年度において欠損が生じた場合において、その欠損金をその欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰戻して、その事業年度の法人税額の全部又は一部を還付請求することができる制度です。

簡単にいうと、前期が黒字で、今期が赤字の場合には、法人税の還付請求をすることができるとい制度です。

還付請求できる金額は、次の算式により計算される金額となります。

算式

還付所得事業年度（前期）の法人税額	×	欠損事業年度（今期）の欠損金額※ 還付所得事業年度（前期）の所得金額	=	還付請求できる金額
-------------------	---	---------------------------------------	---	-----------

※分母の金額が限度とされます。

●具体例で計算

◇前提条件

前期の法人税額：90万円
前期の所得金額：500万円
今期の欠損金額：200万円
法人税率：18%

$$90\text{万円} \times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円}} = 36\text{万円}$$

●還付請求書の提出の要件

欠損金の繰戻しによる還付請求は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出して行いますが、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 還付所得事業年度（前期）と欠損事業年度（今期）の各事業年度について連続して青色申告書を提出期限内に提出していること。
- (2) 欠損事業年度（今期）の青色申告書と同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していること。

●最後に

欠損金の繰戻しによる法人税額の還付の請求を行うと、税務署長は、その請求の内容について税務調査を行うことになっております。

この点も考慮して、還付請求を行うようにするとよいと思われます。

(東浦 圭祐)